

## 追加 2-13 損害保険の税務（個人）

### 2 保険金等を受け取ったときの税務

「火災保険金」、「傷害保険のうち後遺障害保険金、入院給付金、通院給付金など」、「所得補償保険金」、「交通事故などによる損害賠償金」は非課税となります。満期返戻金（解約返戻金を含む）は生命保険の満期保険金（2-7節）と、死亡保険金は生命保険の死亡保険金（2-7節）と同様の課税を受けます。

赤字の個所を追記しました。